

指名停止措置等について

平成26年7月17日から平成26年12月10日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反		
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為	1	1
9 その他不正な行為		
計	1	1

2 指名停止一覧(平成26年7月17日～平成26年12月10日)

	商号または名称	指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	株式会社新倉造園土木 東京支店	平成26年10月22日から 平成27年10月21日まで (12か月)	入札による落札決定後、正当な理由なく契約を締結しないため。	区内	工事 物品